

審議会会長の選任及び会長代理の指名

会長 会長 _____

会長代理 会長代理 _____

○太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和5年条例第3号)(抄)

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、本市に、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 実施機関(太宰府市情報公開条例(平成9年条例第4号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。)の諮問に応じて情報(同条例第2条第2号に規定する情報をいう。)の公開に係る制度に関する重要事項について調査審議すること及びこれらの事項に関して当該実施機関に建議すること。
- (2) 市の機関(太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)第5条第3項に規定する市の機関をいう。)の諮問に応じて個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護に係る制度に関する重要事項(市の機関の権限に属させられたものに限る。)について調査審議すること及びこれらの事項に関して当該市の機関に建議すること。
- (3) 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第11号)第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

○太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（令和5年規則第35号）（抄）

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項に定めるもののほか、審議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（調査審議手続の公開）

第4条 審議会の調査審議の手続きは、公開とする。ただし、審議会が必要であると認める場合は、非公開とすることができる。

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（令和 5 年規則 35 号）（以下「規則」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項について以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第 1 条 調査審議の手続きその他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（ウェブ会議の方法による会議の開催等）

第 2 条 委員からの申出があるときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項の定めによるもののほか、委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。

（書面による議事）

第 3 条 会長が必要と認めるときは、事案の概要等を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を承諾書により問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

（会議の公開）

第 4 条 規則第 4 条の規定により会議は公開とし、傍聴できるものとする。ただし、同条ただし書きの規定により非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴については、太宰府市附属機関等傍聴要綱（平成 16 年要綱第 6 号）の規定による。

（関係者の出席）

第 5 条 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（議事概要の公表）

第 6 条 会議の終了後、速やかに、会議の議事概要を作成し、これを市ホームページにおいて公表する。ただし、議事概要の公表が適当でないと思われる場合は、審議会はこれを非公表とすることができる。

2 規則第 4 条ただし書きの規定により非公開とされた議事についての議事概要は前項ただし書きの規定により非公表としたものとみなす。

(会議資料の公表)

第7条 会議において配布された資料(以下「会議資料」という。)は、前条の議事概要と合わせて公表する。ただし、会議資料の公表が適当でないと認められる場合は、審議会はこれを非公表とすることができる。

2 規則第4条ただし書きの規定により非公開とされた議事についての会議資料は前項ただし書きの規定により非公表としたものとみなす。

(非公表事項の取扱い)

第8条 委員及び関係者は、前2条の非公表とした事項について、会議外での言及等を行わないこととする。

(答申等の内容の公表)

第9条 審議会は、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和5年条例第3号)第2条の規定により諮問に応じ答申し、又は建議したときは、その内容を公表するものとする。

太宰府市情報公開条例の課題・検討事項

令和 5 年 5 月 12 日
総務部文書情報課**1. 用語の誤用**

(1) 「公営企業管理者」

- 本市は公営企業として水道事業及び公共下水道事業を設置しており、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 239 号）第 3 条第 1 項で管理者を置かないこととし、同条第 2 項で管理者の権限は市長が行うものとしているにもかかわらず、本市条例は実施機関の一つとして公営企業管理者を規定している。

◆太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(2) (略)

(情報の公開義務)

第 10 条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)～(7) (略)

◆太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 239 号）

(組織)

第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、管理者の権限は市長が行うものとする。

3 (略)

◆筑紫野市情報公開条例（平成 17 年筑紫野市条例第 21 号）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び筑紫野市土地開発公社をいう。

(2) (略)

(2) 「情報」

○ 第2条第2号で「情報」を定義しているが、これとは異なる辞書的な意味で「情報」との用語を用いている箇所がある。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 公文書館その他これらに類する施設等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（公開の請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項

(3) (略)

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 公文書 実施機関の職員（筑紫野市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) (略)

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) (略)

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求したもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(3) 「受理」

○ 本市条例は太宰府市行政手続条例（平成9年条例第5号）と整合的である必要があるところ、これとは相容れない「受理」との用語を用いている。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 (略)

●法令用語辞典（第9次改訂版）

受理 申請、請願、届出等について、公の機関がその内容の審理又は審査すべきものとしてこれを受け取ることという。例えば、戸籍法に、(略)、届出の受理（同法48I）、(略)等をいい、請願法に、請願の受理（同法5）といっているのは、この例である。[類語]受領

◆太宰府市行政手続条例（平成9年条例第5号）

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者 (以下「申請者」という。) に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

◆大野城市情報公開条例 (平成16年大野城市条例第1号)

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求 (以下「開示請求」という。) は、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「開示請求書」という。) を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 (略)

※大野城市条例には、本市条例第7条第1項における「受理」に相当する規定はない。

◆大野城市行政手続条例 (平成8年大野城市条例第31号)

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者 (以下「申請者」という。) に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(4) 「公開」

○ 市が管理する情報の「開示」について、本市条例は、「公開」との用語を用いている。

◆太宰府市情報公開条例 (平成9年条例第4号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 情報 (略)

(3) 情報の公開 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報（フィルムを除く。）の写しを交付すること等をいう。

(請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する情報の公開を請求することができる。

●法令用語辞典（第9次改訂版）

開示 他人に、物又は事柄の内容、性質、数量等が明らかに分かるよう示す、見せるの意味であって、「勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる」（刑事訴訟法 82 I）、「犯罪の事実を証明するに足りる物件を身边にかくしていると認められるものがあるときは、当該物件の開示を求めることができる」（関税法 120）のように用いられる。なお、公衆に示す場合は、「公表」（公認会計士法 1 の 3 II）、「公示」（民法 98）、「公告」（会社法 440、銀行法 57）等の用語が用いられる。[類語]呈示 提示

公開 一般人が実地に見ることができる状態においてある事を行い、又はある事について一般人の参加を広く認めることをいう。

◆春日市情報公開条例（平成 12 年春日市条例第 40 号）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに春日市土地開発公社をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(開示請求)

第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

2～6 (略)

※春日市条例には、本市条例第2条第3号における「情報の公開」に相当する定義規定はない。

2. 規定を設けていない事項

(1) 正当な理由なく請求書の補正に応じない場合の処理

- 開示請求（公開請求）の不備に対し補正を求めた場合において、正当な理由なく適切な補正がなされないことが観念されるところ、近隣自治体の条例ではこのような事例について請求を却下することができる旨の規定を設けているのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（開示請求）

第3条（略）

2～4（略）

5 実施機関は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、春日市行政手続条例（平成8年条例第19号）第7条の規定により相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるほか、次に掲げる場合で開示請求に係る行政文書の開示の可否の決定（以下「開示可否決定」という。）に支障があると認めるときは、行政文書の特定に必要な事項について確認し、又は相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるものとする。

6（略）

（開示請求の却下）

第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。

(1) 前条第5項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより開示可否決定ができない場合

(2)（略）

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（公開の請求の手続）

第6条（略）

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

※本市条例には、春日市条例第3条の2第1号に相当する規定はない。

(2) 請求に対する決定等の期限の特例

- 近隣自治体の条例では請求の対象が著しく大量であるため、所定の期間内に決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合に

は、相当の部分のみを所定の期間内に決定等をすれば足りる旨の規定を設けているのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（開示請求に対する措置）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、その請求があった日の翌日から起算して14日（第3条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しないものとする。）以内に開示請求の却下又は開示可否決定（以下「開示決定等」という。）をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、開示請求があった日の翌日から起算して30日（第1項に規定する補正に要した日数は算入しないものとする。）以内にすべての開示可否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示可否決定をし、残りの行政文書については相当の期間を定めて順次開示可否決定をすることができる。

- (1) 開示請求に係る行政文書が大量である場合
- (2) 災害その他のやむを得ない事由がある場合

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。

※本市条例には、春日市条例第7条第3項に相当する規定はない。

(3) 指定管理者の情報公開

- 近隣自治体の条例では指定管理者に対する情報公開の規定を設けているのに

対し、本市条例はこれを設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成 12 年春日市条例第 40 号）

（指定管理者の情報公開）

第 20 条 市の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理に関する情報の公開について、この条例に定める市の施策に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、公の施設の管理に関し指定管理者が保有する情報の公開が推進されるよう指導、助言、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定管理者の公の施設の管理に関する文書で市が保有していないものについて、この条例に基づく開示請求があったときは、市は、当該指定管理者に対し、規則で定めるところにより当該管理に関する文書の提出を求めるものとする。

◆筑紫野市情報公開条例（平成 17 年筑紫野市条例第 21 号）

（指定管理者の情報公開）

第 41 条の 2 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の開示を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に関する情報の開示が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。
- 3 実施機関は、第 1 項の情報であって当該実施機関が保有していないものについて、開示請求があったときは、指定管理者に対し、その情報を提供しよう求めるものとする。

◆那珂川市情報公開条例（平成 6 年那珂川市条例第 8 号）

（指定管理者が管理する施設の情報公開）

第 18 条 実施機関は、指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する公の施設に関する文書等（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。以下同じ。）について、開示の請求があった場合は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、当該文書等を開示するものとする。

- 2 実施機関は、前項の文書等であって実施機関が保有していないものの開示の申込みがあった場合においては、当該指定管理者に対し、当該文書等を開示のため実施機関に提出しよう求めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により文書等の提出を求められたときは、直ちに、これに応じなければならない。

※本市条例には、春日市条例第20条第1項から第3項までの規定、筑紫野市条例第41条の2第1項から第3項までの規定又は那珂川市条例第18条第1項から第3項までの規定に相当する規定はない。

(4) 開示（公開）を受ける者の申出期間

- 開示請求（公開請求）の全部又は一部を開示するときは開示決定等（公開等決定）通知することとしているところ、近隣自治体の条例ではその通知があった日から起算して一定の期間内に請求者が開示（公開）の申出をしなければならない旨の規定を設けてるのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆大野城市情報公開条例（平成16年大野城市条例第1号）

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2、3 （略）

（開示の実施）

第15条 （略）

2、3 （略）

4 開示の決定に基づき公文書の開示を受ける者は、第11条第1項に規定する通知があった日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

※本市条例には、大野城市条例第15条第4項に相当する規定はない。

(5) 不開示情報（非公開情報）としての社会的差別につながるおそれがある情報

- 近隣自治体の条例では不開示情報（非公開情報）として、公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報を規定しているのに対し、本市条例ではこれを規定していない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(7) （略）

(8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

※本市条例には、筑紫野市条例第7条第8号に相当する規定はない。

(6) 不開示情報（非公開情報）としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報

- 近隣自治体の条例では不開示情報（非公開情報）として、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある情報を規定しているのに対し、本市条例はこれを規定していない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(3)～(8) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ (略)

(3)～(7) (略)

※本市条例には、筑紫野市条例第7条第2号下線部に相当する規定はない。

(7) 不開示情報（非公開情報）としての個人に関する情報、法人等に関する情報又は国等から公にしないと条件で提供された情報であっても不開示情報（非公開情報）から除外する情報

- 近隣自治体の条例では非公開情報（不開示情報）としての個人に関する情報、

法人等に関する情報又は国等以外の者から公にしないとの条件で提供された情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については不開示情報（非公開情報）から除外しているのに対し、本市条例はこのような除外規定を設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成 12 年春日市条例第 40 号）

（行政文書の開示義務）

第 4 条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、イ （略）

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ （略）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4)～(8) （略）

◆大野城市情報公開条例（平成 16 年大野城市条例第 1 号）

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 公務員 (国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 2 条に規定する地方公務員をいう。) の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体 (国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報 であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報 を除く。
- (4)～(6) (略)
- (7) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 を除く。

※大野城市条例第 7 条第 7 号には、提供主体について「国等以外の者から」との留保規定はない。

◆筑紫野市情報公開条例 (平成 17 年筑紫野市条例第 21 号)

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合する

ことにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ (略)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに筑紫野市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4)、(5) (略)

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(7)、(8) (略)

※筑紫野市条例第7条第6号には、提供主体について「国等以外の者から」との留保規定はない。

◆太宰府市情報公開条例(平成9年条例第4号)

(情報の公開義務)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する

行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの

(4)、(5) (略)

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(7) (略)

※本市条例には、非公開情報（不開示情報）としての個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については不開示情報（非公開情報）から除外する規定はなく、また、国等以外の者から公にしないとの条件で提供された情報は非公開情報（不開示情報）として規定していない。

3. 規定内容の差異

(1) 太宰府市土地開発公社

- 近隣自治体の条例では情報公開の主体に公社を含めているのに対し、本市条例は太宰府市土地開発公社を情報公開の主体である実施機関として規定せず、「情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努める」客体の出資法人の一つとして規定している。

◆春日市情報公開条例（平成12年筑紫野市条例第40号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに春日市土地開発公社をいう。

(2) (略)

(行政文書の開示義務)

第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1)～(8) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(2)、(3) (略)

(情報の公開義務)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)～(7) (略)

(出資法人の情報公開)

第19条 市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

◆太宰府市長が管理する情報に係る情報公開条例施行規則（平成9年規則第12号）

(出資法人)

第8条 条例第19条に規定する市が出資している法人は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 太宰府市土地開発公社

(2) 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団

(3) 公益財団法人太宰府市国際交流協会

(2) 非公開情報（不開示情報）となる度合い

- 一例として、事業者の競争上の地位に関する情報について、近隣自治体の条例では害する「おそれがある」ものを除き開示としているのに対し、本市条例は「明らかに」害すると「認められる」ものを除き公開としている（意思

形成過程に関する情報を始め度合いを含む全ての規定において本市の非公開範囲は限定されている。)

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（行政文書の開示義務）

第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者から、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあると認められる情報

(7)、(8) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(5) 市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(7) （略）

（3）非公開情報（不開示情報）の文言

- 一例として、国の機関等が行う事務事業に関する情報であって、事務事業の執行（遂行）に（著しい）支障を生じる（及ぼす）おそれがあるものとして規定している非公開情報（不開示情報）となる対象事務事業について、近隣自治体の条例と本市条例では規定ぶりが大きく異なる（意思形成過程に関する情報に係る非公開情報（不開示情報）については、近隣自治体の条例では「審議、検討又は協議」と規定しているのに対し、本市条例は「審議、協議、検討、調査、試験研究等」と規定している。）。

◆大野城市情報公開条例（平成16年大野城市条例第1号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(4) （略）

(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務

又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6)～(8) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6)、(7) (略)

(4) 出資法人の情報公開

- 出資法人の情報公開について、近隣自治体の条例では①出資法人自身に情報を開示する努力義務を課すとともに、②出資法人が情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう市に法的義務を課しているのに対し、本市条例は②の努力義務のみを課している。

◆大野城市情報公開条例（平成16年大野城市条例第1号）

（出資法人等の情報公開）

第30条 市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資法人等」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

◆**太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）**

（出資法人の情報公開）

第19条 市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

4. その他の課題・検討事項

（1）公開等決定（開示決定等）までの期間

- 近年の公開請求（開示請求）数の増加、育児取得職員数又は心身不調による長期休暇取得職員数の増加、新たな行政需要の増加等が起因し職員の業務が逼迫しているため、令和4年度では情報公開請求が341件あり（※1）、このうち、約18.4%（63件）の請求について、期限を延長の上で公開等決定（開示決定等）を行っている。特に10月以降の半年で43件となっている。なお、決定件数は451件である（※2）。

※1 現行条例第6条第1項に基づき提出された公開請求書の件数。一つの公開請求書において、複数項目に渡る情報の公開が請求される事例もある。

※2 公開請求書に記載された項目を足しあげるとともに、重複する内容をまとめた上で、公開等決定を行った件数。

◆**太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）**

（公開の請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 （略）

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 （略）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第 12 条 実施機関は、第 7 条第 1 項の決定（以下「公開等決定」という。）をするに当たって、公開請求に係る情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 （略）

（2）同一内容を繰り返し請求する者等への対応

- 一部の公開請求者は、公開請求（開示請求）により文書 A の公開（開示）を受けたのち、当該文書 A の公開決定（開示決定）に係る決裁文書（文書 B）の公開請求（開示請求）を行い、当該決裁文書（文書 B）の公開（開示）を受けると、さらに文書 B の公開決定（開示決定）に係る決裁文書（文書 C）の公開請求（開示請求）を行うといった事例が相当数ある。また、別の件では、閲覧による公開決定（開示決定）した大量の情報（文書）について、職員により情報（文書）内の非公開（不開示）情報のマスキング処理を施して準備をするが、ほとんど閲覧されないという事例もある。

◆春日市情報公開条例（平成 12 年春日市条例第 40 号）

（開示請求の却下）

第 3 条の 2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。

(1) （略）

(2) 開示可否決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく同一の内容の開示請求を何度も繰り返し行うこと等により当該開示請求が権利の濫用に当たると認められる場合

（3）公開請求（開示請求）に係る手数料

- 国の機関を規律する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）では、開示請求について、①開示請求に係る手数料（請求から決定等の通知書を発するまでの事務処理コスト発生分）又は②開示の実施に係る手数料（複写代等）を納めなければならないとされている。これに対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条では、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができると規定されているところ、②開示の実施に係る手数料に相当するものとして、写しの交付に要する費用のみを求めている。一部の自治体では、複写だけでなく閲覧についても開示の実施に係る手数料を求めている。

◆横須賀市情報公開条例（平成 13 年横須賀市条例第 4 号）

（手数料等）

第 16 条 公開請求をする者は、別表で定める額の公開請求手数料（以下単に「公開請求手数料」という。）を納めなければならない。

2～4 (略)

別表 (第16条第1項、第2項関係)

手数料の種類	公文書の種類	公開の実施方法		金額
<u>公開請求手数料</u>				1件につき 300円
<u>公開実施手数料</u>	文書及び図面(第16条第3項に規定する公文書を除く。)	<u>閲覧</u>		100枚1回まで ごとに 100円
		乾式複写機による <u>写しの作成</u>	モノクロ単色刷りで日本産業規格A列4番及び3番の用紙	1枚につき 20円
	(略)	(略)	(略)	(略)

◆太宰府市情報公開条例(平成9年条例第4号)

(費用負担)

第21条 情報の公開の請求又は申出をして、情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

◆太宰府市長が管理する情報に係る情報公開条例施行規則(平成9年規則第12号)

(写しの交付に要する費用)

第6条 条例第21条に規定する費用の金額は、別表に掲げるとおりとする。

2、3 (略)

別表(第5条及び第6条関係)

区分	開示方法	交付する内容	金額
文書、図面又は写真	写しの交付	複写機により複写したもの(黒色単色刷りで、実施機関が用意するA3判以下の用紙)	1枚につき10円
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる
安全管理措置について

令和 5 年 5 月 12 日
総務部文書情報課

1. 「個人情報法第 66 条第 1 項の規定」とは

行政機関等において個人情報の管理が十分になされておらず、又は個人情報を取り扱う者がその内容をみだりに他人に知らせるなどした場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このような事態を防止するため、個人情報法は、行政機関等が講ずべき措置及び従事者の義務について定めている。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 「安全管理のために必要かつ適切な措置」とは

「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握がある。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

○ 個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）

5-3-1 安全管理措置

(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務（抜粋）

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

○ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

4-3 安全管理措置等

4-3-1 安全管理措置（法第 66 条）

4-3-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置（法第 66 条第 1 項）

(1) 「安全管理のために必要かつ適切な措置」（抜粋）

【組織的安全管理措置】

- ・ 組織体制の整備
- ・ 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- ・ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・ 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

【人的安全管理措置】

- ・ 従事者の教育

【物理的安全管理措置】

- ・ 個人情報を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

【技術的安全管理措置】

- ・ アクセス制御
- ・ アクセス者の識別と認証
- ・ 外部からの不正アクセス等の防止
- ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

【外的環境の把握】

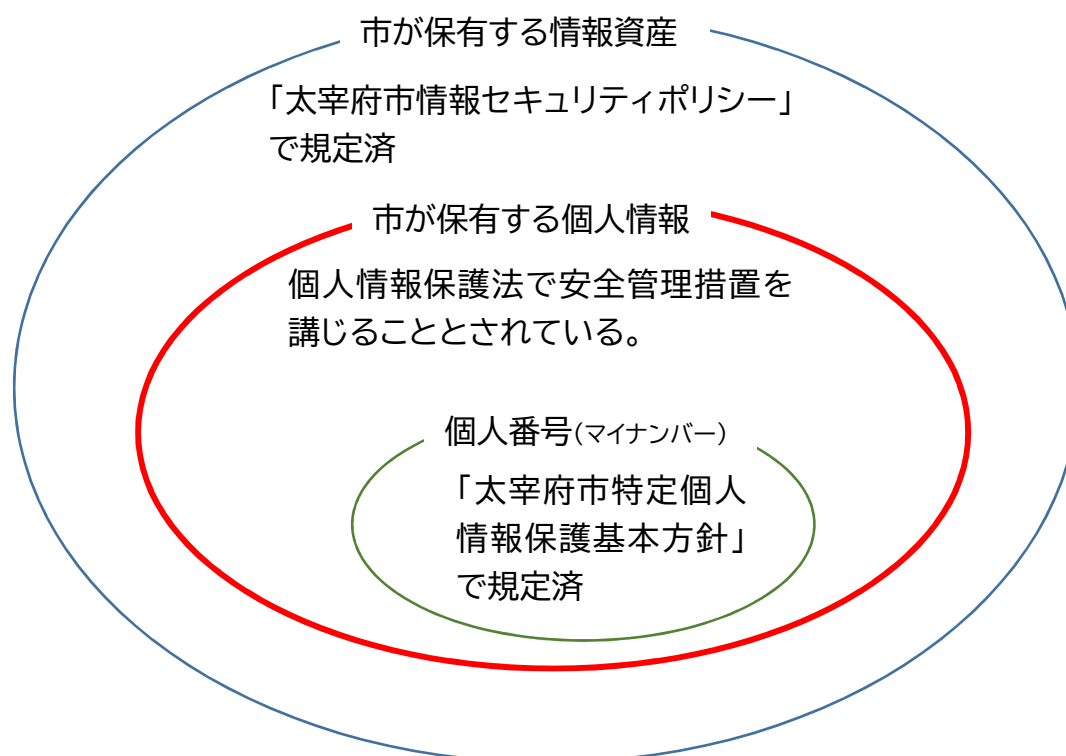
- ・ 保有個人情報を取り扱われる外国の特定
- ・ 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

具体的に講じなければならない安全管理措置については、4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）に基づき、実施することが求められる。

3. 本市の現状について

「太宰府市情報セキュリティポリシー」とは、本市の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたものである。その守るべき「情報資産」の中には個人情報も含まれており、包括的に措置を講ずるものとなっている。

また、個人番号（マイナンバー）に特化した安全管理方針も規定しているところである。



* 特定個人情報とは…個人番号をその内容に含む個人情報

○ 太宰府市情報セキュリティポリシー(抜粋)

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、内部部局、行政委員会、議会事務局及び地方公営企業とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書